



2022年1月17日

各 位

会 社 名 株式会社カーブスホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 増本 岳
(コード：7085 東証一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 松田 信也
電 話 番 号 (TEL. 03-5418-9922)

従業員向け株式給付制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、2021年10月18日付で「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関し
てみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）
の導入を公表いたしました。本日開催の取締役会にて、その詳細について決定しましたので、下記の
通りお知らせいたします。

記

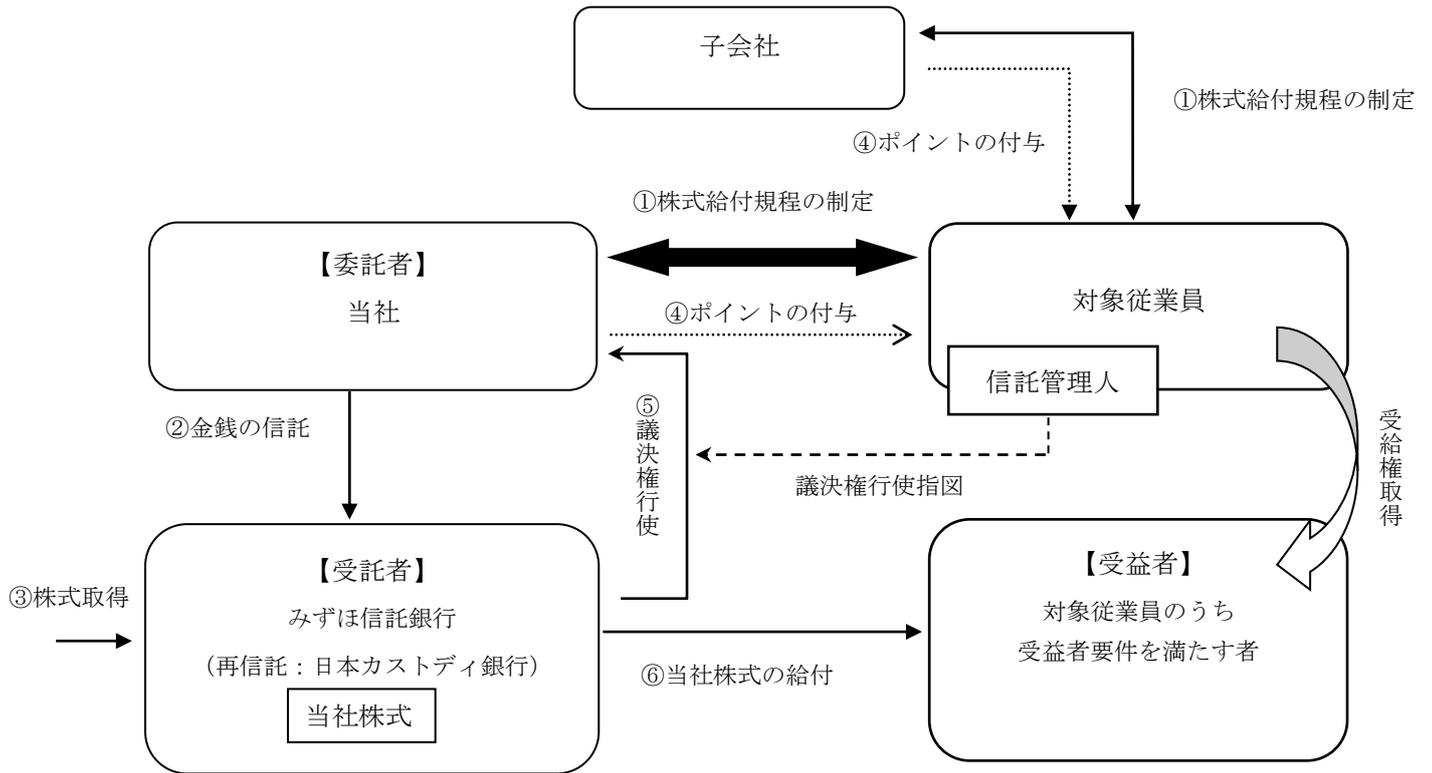
1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」とい
います。）のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2022年1月31日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 2022年1月31日（予定）
- (9) 信託の期間 : 2022年1月31日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 1,250,000,000円
- (3) 株式の取得方法 : 立会外取引を中心に取引所市場より取得
- (4) 株式の取得期間 : 2022年2月1日（予定）から2022年2月7日（予定）
まで

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上